

# 大分県報

令和五年  
号外（八七）  
八月十七日

（木曜日）

## 目次

### 訓令 甲

大分県新型コロナウイルス等対策本部規程の一部改正……………一

### ○訓令 甲

大分県訓令甲第十三号

知事部局  
議事事務局  
教育庁  
人事委員会事務局  
労働委員会事務局  
監査委員事務局  
警察本部  
企業局  
病院局

大分県新型コロナウイルス等対策本部規程（平成二十五年大分県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

令和五年八月十七日

大分県知事 佐藤 樹一郎

別表第三の総務対策部の部の行政企画班の項の次に次のように加える。

電子自治体推進班

本部の情報ネットワークの構築に関すること。

別表第三の総務対策部の部の人事班の項第七号中「新型コロナウイルス等緊急事態派遣手

当」を「特定新型コロナウイルス等対策派遣手当」に改め、同表の福祉保健対策部の部の保護・監査指導室の項中「保護・監査指導室」を「保護・監査指導班」に改め、同表の商工観光労働対策部の部の情報政策班の項を削り、同表の農林水産対策部の部の農地活用・集落営農班の項中「農地活用・集落営農班」を「水田畑地化・集落営農班」に改め、同表の文教対策部の部の教育人事班の項第四号中「新型コロナウイルス等緊急事態派遣手当」を「特定新型コロナウイルス等対策派遣手当」に改める。

### 附則

この訓令は、新型コロナウイルス等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律（令和五年法律第十四号）の施行の日から施行する。ただし、別表第三の総務対策部の部の行政企画班の項の次に次のように加える改正規定、同表の福祉保健対策部の部の保護・監査指導室の項の改正規定、同表の商工観光労働対策部の部の情報政策班の項を削る改正規定及び同表の農林水産対策部の部の農地活用・集落営農班の項の改正規定は、公示の日から施行する。